○総務省外務省令第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の四第一項の規定に基づき、在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣　高市　早苗

外務大臣　茂木　敏充

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令

在外選挙人名簿に関する事務についての領事官の管轄区域を定める省令（平成十一年外務省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表

地域	領事官	管轄区域
［略］	［略］	［略］
欧州		
［略］	［略］	［略］
	在カザフスタン日本国大使	カザフスタン
	在北マケドニア日本国大使	北マケドニア
［略］	［略］	［略］
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル
［略］	［略］	［略］
中東		
［略］	［略］	［略］
	在ドバイ日本国総領事	アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラアス・ル・ハイマ首長国及びフジャイラ首長国の区域に限る。）

改正前

別表

地域	領事官	管轄区域
［同上］	［同上］	［同上］
欧州		
［同上］	［同上］	［同上］
	在カザフスタン日本国大使	カザフスタン
	在ポルトガル日本国大使	ポルトガル
［同上］	［同上］	［同上］
	在マケドニア旧ユーゴスラビア共和国日本国大使	マケドニア旧ユーゴスラビア共和国
［同上］	［同上］	［同上］
中東		
［同上］	［同上］	［同上］
	在ドバイ日本国総領事	アラブ首長国連邦（ドバイ首長国、シャルジャ首長国、アジュマーン首長国、ウンム・ル・カイワイン首長国、ラアス・ル・ハイマ首長国及びフジャイラ首長国の区域に限る。）